

越境損害の法的救済に関する調査について

平成9年5月19日
原子力局政策課

1. 調査目的

原子力に関わる法的救済に関する問題は、万一の事案における被害者の迅速かつ十分な救済並びに原子力産業の健全な発展のため、極めて有用で緊急の課題である。

本調査では、国際機関等におけるウィーン条約改正議定書、原子力損害に対する補充的補償に関する条約の検討状況等の国際動向を把握し、これらの国内法との関連に留意しつつ精査を加えることにより、原子力に関わる越境損害の法的救済についての制度の整備の参考に供することを目的とする。

2. 委託先：（社）日本原子力産業会議

3. 委託期間：平成9年10月～10年3月

4. 調査内容及び成果

（1）具体的検討項目

①原子力損害の概念について

両条約で原子力損害として規定された環境損害等について検討を行った。

②裁判管轄規定について

締結国である日本への又は日本からの輸送途中でウィーン条約又はパリ条約の締結国の領域で事故が起こった場合、ウィーン条約又はパリ条約の非締結国の領域で原子力事故が起こった場合等についてその国が原子力損害に対する補充的補償に関する条約を批准している場合、していない場合に分けて日本が裁判管轄権を主張できるかどうか等について検討を行った。

③原子力損害に対する補充的補償に関する条約についての基金の負担割合

日本が仮に原子力損害に対する補充的補償に関する条約に加盟した場合の基金の負担の形態について検討を行った。

④我が国原賠法と両条約の整合性について

我が国原賠法と両条約の整合性について以下の論点について検討を行った。

- 両条約における事業者の有限責任と我が国原賠制度の無限責任の原則
- 両条約の損害賠償措置額3億SDR（約540億円）と日本原賠制度の措置額（300億円）
- 事業者の免責事由（両条約においては日本原賠制度で事業者の免責事由とされている異常に巨大な天災地変又は社会的動乱が免責事由としていない）について検討を行った。

(2) 両条約をめぐる状況

両条約とも常任委員会における議論を終了し、外交会議での採決の後、昨年9月には IAEA 総会において署名開放。

現在、両条約の署名状況は以下のとおり

○ウィーン条約改正議定書

ウクライナ、モロッコ、ハンガリー、リトアニア、レバノン、ルーマニア、ポーランド、インドネシア

○原子力被害に対する補償的補償に関する条約

アメリカ、ウクライナ、モロッコ、リトアニア、レバノン、ルーマニア、オーストラリア、インドネシア